平成２３年（フ）第１７号
京都府舞鶴市字余部下1190番地
破産者　山中　　誠
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
兵庫県丹波市柏原町下小倉191番地
破産者　森田　和善
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
兵庫県丹波市山南町金屋375番地２
破産者　森田　明子
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
和歌山市南畑280番地、住民票上の住所和歌山市南畑255番地の１
破産者　岩﨑　元洋
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２８０号
熊本市長嶺南４丁目11番32号
破産者　山下　志保
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３４２号
熊本市新外４丁目７番６号、開始決定時の住所熊本市八反田２丁目12番35―209号
破産者　中野　清人
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０６８号
福岡市中央区福浜２丁目５番10―1013号
破産者　荒川　光六
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１５６号
福岡市東区西戸崎２丁目14番３―404号
破産者　斉藤千亜紀
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７８４号
福岡県古賀市今の庄２丁目20番18号
破産者　三好　　學
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６１６号
大阪市生野区生野西１丁目18番27号ＴＫ寺田町ハイツ１番館101、前住所堺市中区福田571番地１　メゾンドール北野田402号
破産者　ディー・クルーこと　滝野　佳則
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７５３号
大阪府南河内郡河南町大字中436番地の１
破産者　大門　和代
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８８３号
大阪府河内長野市旭ケ丘10番５号
破産者　竜澤　一男
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
堺市美原区南余部西１丁目１番２―506号
破産者　和田　惠一
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８５６号
堺市西区菱木２丁2425番地１　プランドール306号
破産者　燈田　秋徳
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８９５号
大阪府河内長野市三日市町146番地　709号
破産者　生越　　稔
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９６０号
福岡市西区石丸１丁目24番５号
破産者　平井　美香
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６２号
埼玉県三郷市早稲田７丁目５番地２号棟104号
破産者　松田　啓史
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
埼玉県三郷市早稲田７丁目５番地２号棟104号
破産者　松田　妙子（旧姓滝本）
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
埼玉県春日部市緑町４丁目13番３号緑町住宅１棟205号
破産者　野本　敦子
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係